

役員選挙規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、下記の各号に係る役員として相応しい者の選挙による選出について必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 定款第20条第1項の規定に基づき、理事及び監事の選任について、総会に付議する者の選挙による選出
- (2) 定款第20条第2項の規定に基づき、会長、副会長の選定について、理事会に付議する者の選挙による選出

(選挙に関する倫理)

第2条 会員は、選挙に関し、直接であると間接であるとを問わず、自己、他の会員若しくは一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会（以下「本会」という。）の名誉又は信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(選挙の期日)

第3条 選挙は、毎年3月又は4月中に行う。

(選挙事務の管理)

第4条 選挙に関する事務は、選挙管理委員会がこれを管理する。

第2章 選挙権及び被選挙権

(選挙権及び被選挙権を有する者)

第5条 本会の選挙人名簿に登録された正会員で、投票日締切日の20日前まで引き続き会員である者は、選挙権及び被選挙権を有する。

第3章 役員の種別、定数

(役員の種別、定数)

第6条 選挙により選出する役員の種別及び定数は、会長に相応しい者（以下「会長」という。）1名、副会長に相応しい者（以下「副会長」という。）2名、理事に相応しい者（以下「理事」という。）6名、監事に相応しい者（以下「監事」という。）2名とする。

第4章 候補者

(候補者)

第7条 候補者は、立候補者又は推薦候補者の2種類とする。

(立候補者)

第8条 被選挙権を有する者は、第28条に定める公示日以後10日以内に、立候補届出書（様式第1）を選挙管理委員会に提出して候補者となることができる。ただし、同時に2以上の候補者となることができない。

(推薦候補者)

第9条 選挙権を有する者は、前条に定める期間内に候補者推薦届出書（様式第2）を被推薦者の承諾書（様式第3）を添付の上、選挙管理委員会に提出して、被選挙権を有する者を、推薦候補者とすることができます。

2 前項の届出書には、選挙権を有する者5名が連書しなければならない。

(推薦届出書の制限)

第10条 前条の規定に基づき推薦する場合においては、同一人を同時に2以上の候補者とすることができない。

2 既に候補者として届出又は推薦届出のあった者を重ねて推薦することができない。ただし、この場合において先の届出を候補者が辞退したときは、この限りでない。

(候補者の辞退)

第11条 候補者となった者は、投票締切日の15日前までに限り、候補者辞退届出書（様式第4）を選挙管理委員会に提出して、候補者を辞退することができる。

2 前項により辞退した者は、当該選挙において再び候補者となることができない。ただし、役員の種別を異にするときはこの限りでない。

(補充候補者)

第12条 選挙管理委員会は、候補者となった者が投票締切日の20日前までに死亡又はその職務に耐え難い重病になった場合に限り、補充候補者を認めることができる。

第5章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会の職務)

第13条 選挙管理委員会（以下、「委員会」という。）は、公示日等選挙日程の決定、立候補届出の受理、選挙公報の発行、選挙運動の監督及び選挙倫理の高揚措置、投票及び開票の管理並びに当選人の決定、そのほかの選挙に関する事務を行う。

2 この規程に定めるもののほか、選挙の施行に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。

(委員会の構成)

第14条 委員会は、委員5名以内をもって構成する。

- 2 委員は、本会会員のうちから、理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。
- 3 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。
- 4 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(委員長及び副委員長の職務)

第15条 委員長は、委員会を招集してその議長となり、委員会を代表する。ただし、前条第3項及び第4項の規定に基づく委員長及び副委員長互選のための委員会の招集を会長が行う。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはこれを代理する。

(委員の任期)

第16条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(公正の確保)

第17条 委員は、公明かつ適正にその職務を行わなければならない。

(委員に対する制約)

第18条 委員は、役員又は立候補者若しくは推薦候補者を兼ねることができない。

- 2 委員は、当該選挙の期間中（公示日より当選人の決定まで）委員を辞任することができない。

(定足数及び議事)

第19条 委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務補助者の雇用)

第20条 委員会は、選挙事務補助者を雇用することができる。

- 2 委員長は、会長の承認を得て、事務局の職員を前項の補助者に委嘱することができる。

(秘密の保持)

第21条 委員及び選挙事務補助者は、委員会及び選挙に関する事務において職務上知り得た秘密を正当な事由なくほかに漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6章 選挙人名簿

(選挙人名簿の作成)

第22条 委員会は、選挙人名簿（以下、「名簿」という。）を作成し、公示日までに名簿に登録された会員に対して、登録された旨を委員会が定める方法により通知しなければならない。

(登録資格)

第23条 名簿の登録は、本会会員についてこれを行う。

(登録)

第24条 委員会は、選挙期日の属する年の2月1日現在により、名簿に登録される資格を有する者を名簿に登録しなければならない。

2 前項による登録のあった者を変更しようとする場合には、第8条に定める候補者受付の締切日までに委員会が定める方法で提出しなければならない。

(名簿修正の申立)

第25条 前条の規定により、名簿に登録される資格を有する者は、名簿に脱漏、誤謬等を認めたときは、第8条に定める候補者受付の締切日までに、委員会が定める方法により委員会に名簿修正の申立をすることができる。

2 委員会は、前項の申立を受けたときは、速やかにその申立が正当であるか否かを決定し、その申立を正当であると決定したときは、直ちにその申立に係る名簿を修正し、その旨を申立人及び関係者に通知しなければならない。その申立を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を申立人に通知しなければならない。

(名簿の様式等)

第26条 名簿の様式、その他の様式等について必要な事項は、委員会がこれを定める。

第7章 選挙日程と公示

(選挙日程の通知)

第27条 委員会は、名簿作成後選挙日程を決定し、投票締切日の40日前までに選挙人及び被選挙人に対し通知しなければならない。

(公示)

第28条 委員会は、選挙すべき役員の定数、投票締切日、その他当該選挙に関する事項を、投票締切日の30日前までに公示しなければならない。

2 公示に関する必要な事項は、委員会がこれを定める。

第8章 選挙公報

(選挙公報)

- 第29条 委員会は、選挙公報を、選挙ごとに1回発行し、投票締切日の14日前までに選挙権を有する者に対して委員会が定める方法により通知をしなければならない。
- 2 前項の選挙公報に掲載を受けようとする候補者は、第8条に定める候補者受付の締切日までに選挙公報の原稿を委員会に提出しなければならない。
 - 3 第41条の規定に基づく投票を行わない場合については、選挙公報はこれを発行しないものとする。
 - 4 前項に規定するもののほか、選挙公報について必要な事項は、委員会がこれを定める。

第9章 選挙運動

(文書による選挙運動)

- 第30条 文書による選挙運動は、候補者の行う文書と推薦人の行う文書の2種類とする。
- 2 前項の推薦人の行う文書には、責任者の住所、氏名を明記しなければならない。

(選挙運動の制限)

- 第31条 候補者及び推薦人は、選挙権を有する者に対して、供應、買収、金品の授受その他特定の利益を与え、又は与えない約束をもって、選挙運動を行ってはならない。
- 2 選挙権を有する者は、前項の利益を受け、又はこれを受けない約束をしてはならない。

第10章 投 票

(選挙方法)

- 第32条 選挙は、投票によりこれを行う。

(投票の方法)

- 第33条 投票は単記無記名により、選挙人が委員会の定める投票用紙に選挙する会長、副会長、理事又は監事候補者の氏名を自ら記載し、これを委員会が定める方法により、委員会の定める投票締切日時までに到着するようにこれを行う。

(投票権の数)

- 第34条 1会員の投票権は、選挙されるべき役員の種別ごとに1票とする。

(名簿の登録と投票)

- 第35条 名簿に登録されていない者は、投票することができない。
- 2 名簿に登録された者であっても、投票前に退会若しくは死亡した場合、又は宮城県外に転出した場合には投票することができない。

(投票用紙の発送)

第36条 委員会は、投票締切日の14日前までに選挙権を有する者に対して投票用紙を委員会が定める方法により通知しなければならない。

2 前2項の投票用紙の様式、その他の投票用紙について必要な事項は委員会がこれを定める。

第11章 当選人の決定等

(開票)

第37条 委員会は、投票締切日の翌日開かれる最初の委員会において直ちに開票及び得票数の計算を行わなければならない。

(無効投票)

第38条 次の各号の一に該当する投票はこれを無効とする。

- (1) 所定の投票用紙に委員会が定める方法を用いないもの
- (2) 所定用紙の一部を切り取り投票したもの
- (3) 候補者でない者の氏名を記載したもの
- (4) 候補者の誰を記載したかを確認できないもの
- (5) 1投票中に2以上の候補者の氏名を記載したもの
- (6) 印書又は印刷によるもの
- (7) 1封筒中に2以上の選挙人の投票用紙を同封したもの
- (8) 郵送されたもので投票締切日を過ぎた消印のもの
- (9) 委員会が定めた方法以外で投票したもの
- (10) 投票締切日時までに到着しなかったもの

2 前項に定めるもののほか、投票の効力の有無は委員会がこれを決定する。ただし、その決定にあたっては、前項の規定に反しない限りにおいて、その投票を行った者の意思が明白であると認められる限り、その投票を有効とするように努めなければならない。

(当選人)

第39条 委員会は、役員の種別毎に有効投票数の多い者から、定数に達するまでを当選人とし、当該候補者にその旨を委員会が定める方法により通知しなければならない。ただし、定数をもって有効投票の総数を除して得た数の3分の1以上の得票数がない者を当選人とすることができない。

2 前項の場合において得票数が同じ者があるときは、委員会における議長の抽選によって当選人を定める。

(次点者)

第40条 委員会は、副会長、理事又は監事の選挙において、当選人の最低得票数に次ぐ票を

得た者を次点者とし、当該候補者にその旨を委員会が定める方法により通知しなければならない。ただし、第39条第1項のただし書に基づく得票数がない場合は、この限りでない。

2 前項の場合において得票数が同数の者があるときは、第39条第2項を準用し順位を定める。

(無投票当選)

第41条 第8条及び第9条の規定による届出のあった候補者が、役員の定数を超えない場合については、投票はこれを行わない。

2 委員会は、前項の規定に基づき投票を行わないこととなったときは、当該候補者をもって当選人とし、当該候補者にその旨を委員会が定める方法により通知しなければならない。

(繰上補充)

第42条 委員会は、副会長、理事又は監事の定数を第37条に定める開票日以後3ヶ月以内に欠いた場合で、第40条に規定する次点者があるときは、当該次点者を繰上げ当選人に定める。

(被選挙権の喪失と当選人の決定)

第43条 委員会は、第39条、第41条第2項及び第42条の場合において、被選挙権を有しない者を当選人とはすることはできない。

(被選挙権の喪失等に因る当選人の失格)

第44条 当選人は、第47条の規定に基づく報告の日までに被選挙権を有しなくなったとき又は当選を辞退したときは、その当選を失う。

(当選人の会員宛通知)

第45条 委員会は、第37条に定める開票日以後7日以内に、当選人の氏名その他選挙の結果を委員会の定める方法により会員へ公表しなければならない。

(当選の効力の発生)

第46条 当選人の当選の効力は、前条の規定に基づく公表のあった時から生ずるものとする。

(総会への報告)

第47条 委員長は、選挙の経過及びその結果を総会に報告しなければならない。

第12章 指定選挙又は補欠選挙

(補充選挙)

第48条 当選人が定数に充たない場合で、かつ理事会が必要と認めたときは、別に定めるもののほか、本規程を準用して補充選挙を行うことができる。

2 理事の任期中に、辞職等により退任した場合、理事定数を満たす場合であっても、本会業務に支障を来す恐れがあり、かつ理事会が必要と認めた時は、本規程を準用して補充選挙を行うことができる。

(補欠選挙)

第49条 会長（当選人として就任するまでの期間を含む。）が欠けた時は、補欠選挙を行う。

ただし、残任期間が6ヶ月以内の時は、これを行わないことができる。

2 副会長、理事又は監事（それぞれ当選人として就任するまでの期間を含む。）に欠員が生じた場合で、かつ理事会が必要と認めた時は、本規程を準用して補欠選挙を行うことができる。ただし、第42条の規定に基づき次点者を繰上げた場合は、この限りでない。

(補充選挙又は補欠選挙の期日)

第50条 補充選挙又は補欠選挙の期日は、第3条の規定にかかわらず理事会において定める。

(規定の読み替え)

第51条 補充選挙又は補欠選挙にあっては、第24条第1項中「選挙期日の属する年の2月1日」を「投票締切日の55日前」と読み替える。

第13章 特 則

(本規程によりがたい場合の特例)

第52条 本規程により役員の選出ができない場合は、委員会はその旨を理事会に報告とともに会員に通知する。

2 理事会はその報告を受けた後、直ちに役員選出に必要な措置をとるものとする。

第14章 補 則

(会長選挙に関する特例)

第53条 会長選挙の候補者が2名以上である場合で投票締切日の20日前から第46条に定める当選人の決定を会員に公表する時までの間に、いずれかの候補者が死亡した時に限り、委員会は再選挙を行うものとする。この場合の再選挙については、補充選挙又は補欠選挙の規定を準用する。

(期限の特例)

第54条 本規程に定める届出、申立、提出、発信、通知、発送、登録、決定、公表、公示又は付与に関する期限が土曜日、日曜日、国民の祝日その他一般の休日に当たるときは、その休日の翌日をもってその期限とみなす。

2 委員会は、天災その他異常事態が発生した場合は、7日間を限度とし、選挙日程を変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、本会設立の日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年1月24日から施行する。
- 3 この規程は、平成29年2月3日から施行する。
- 4 この規程は、令和元年5月24日から施行する。
- 5 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1

令和 年 月 日

立 候 補 届 出 書

一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会
選挙管理委員会委員長 殿

一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会役員選挙における候補者として
次のとおり立候補したいので、役員選挙規程第8条の規定に基づきお届
けいたします。

住 所

氏 名

役員の種別

(備考) 「氏名」については、選挙人名簿に登録されたものを記載すること。

様式第2

令和 年 月 日

候補者推薦届出書

一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会
選挙管理委員会委員長 殿

一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会役員選挙における候補者として次の者を推薦したいので、役員選挙規程第9条の規定に基づきお届けいたします。

被推薦者

住所

氏名

役員の種別

推薦者（5名）

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

- (備考) 1. 別記様式第3による被推薦者の承諾書を添付すること。
2. 「氏名」については、選挙人名簿に登録されたものを記載すること。

様式第3

令和 年 月 日

承 諾 書

一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会役員選挙において、下記のとおり

候補者となることを承諾します。

住 所

氏 名

記

役員の種別

(備考) 「氏名」については、選挙人名簿に登録されたものを記載すること。

様式第4

令和 年 月 日

候補者辞退届出書

一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会
選挙管理委員会委員長 殿

一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会役員選挙における候補者として、

令和 年 月 日付で に立候補いたしましたが、これ
を辞退いたしたいので、役員選挙規程第11条第1項の規定に基づき、お
届します。

住 所

氏 名

記

役員の種別

(備考) 「氏名」については、選挙人名簿に登録されたものを記載すること。